

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入 704円
☐ 調査研究費 ☐ 資料作成費 ☐ 人件費 ☐ 要請・陳情活動費	☐ 研修費 ☐ 資料購入費 ☒ 事務費	☐ 会議費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 事務所費	支出年月日 令和 5年10月25日
支出内容		使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要	
ぶらら 8月分			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 880 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

電話料金等払込受領証

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をきり出して下さい。記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
荒木 肇 様

お客様番号
[黒塗り]

2023年10月ご請求分

金額(円)
¥880-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

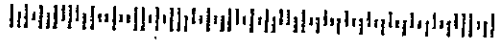
領収日 附印
[印]

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

請求書

534-0015

大阪市都島区善源寺町2丁目3-28

荒木はじめ事務所
荒木 肇 様

023102101043264378

郵便区内特別



02142

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70発行年月日 2023年10月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111002 02142 02139 00 J
81 100010 1 0 23100301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2023年10月ご請求分	880円	2023年10月31日(火)

2/

2ページ)

お客様電話番号等
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2023年10月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTTファイナンスご利用分 880	880	ぶらら利用料 * 08月ご利用分 (※NTTぶららご利用分。)	非対象等
◇合計 880	880	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> 〇上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M20021111002 02142 02139 00

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 5,025円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 5年 10月 25日
支出内容 電話代（携帯） 9月分	
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 <u>10,049</u> 円 按分率 <u>50</u> %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄



05-1025 電話

*10,049 | KDDIリョウキ

RT

携帯 90分

料金内訳書 <凡例> 税込料金:「U」, 免税料金等:「*」, 即時計算対象料金:「#」 KDDI株式会社 KDDI
発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年10月 6日 〒103-8003 東京都中央区新富1-7-2 通商部 JDLCA

ご利用コード: [redacted] 請求書内の税込合計額から割引戻しを算出してあります。 利用年月: 2023年 9月

ご利用項目	金額 (円)	内訳 (円)	備考
●au電話料金			
ご利用番号	7,233		お客様コード [redacted] 7,233円
< 9月ご利用内訳 >			ご利用月数は2023年10月で25年 8ヶ月目です。
▼プラン利用料	5,380		基本使用料と通話定額2 (1,800円) の合算額です
使い放題MAX 5G+通話定額2		2,880	
使い放題MAX 5G/データ		5,500	
料金プラン割引 (データ利用3GB以下)		-1,500	
家族制プラス/auスマートバリュー		-1,500	カウント対象回線数 2台
▼安心サポートバック	1,190		
故障紛失サポート with Cloud		900	
使い方サポート		590	
安心サポートバック割引額		-300	
▼通話料/使い放題MAX5G+通話定額2	3		
通話料		2,960	
SMS (Cメール) 送信料		60	
通話定額2 割引額		-2,480	
家族間通話全額割引 (家族制)		-480	
家族間SMS全額割引 (家族制)		-57	
▼ユニバーサルサービス料	2		
電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額 (10%)	657		10%消費税の課税対象額 6,576円
データ利用量 (データ容量消費なし)	2.81GB		
●au機器代金/各種オプション品			
ご利用番号	2,048		●合計 2,048円
▼購入機器代金/各種オプション品	2,048		
分割支払金			2,048 * 24回 (延長時47回) 払い 3回目。残額 83,893円
●auかんたん決済利用料			●合計 548円
ご利用番号	548		
▼auかんたん決済利用料	548		
auスマートパスプレミアム/税込		548 *	●合計 220円
●紙請求書発行手数料			
▼紙請求書発行手数料	200		
▼消費税等相当額 (10%)	20		10%消費税の課税対象額 200円
< 請求金額に対するうち消費税 >			
※うち消費税等 10%対象	677円		(対象税込額は7,453円でした。)

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

裏面もご確認ください

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 5, 874円
	支出年月日 令和 5年11月21日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 コピー代 7月・8月・9月分 （振込手数料含む）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 7, 342 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
051121	0039226	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
0033		
		お取引金額
*****		¥6,792*

お取引 できない場合	残高	
門外.41	振込手数料	おつり
	¥550*	¥2,658*
三菱UFJ銀行		
大阪営業部		
普通		
カ)オールマネーシ様		
アラキ ハシメ シムシヨ様		
20231022-00213U		
0669784056		

〒534-0021
大阪府大阪市都島区善源寺町2-3-28

請求書

荒木はじめ事務所 御中

2023年11月01日
請求番号: 20231022-00213U

株式会社オールマネージ



〒550-0014
大阪府大阪市西区北堀江2-2-7
北堀江ゲイトビル5F

件名: <お支払方法> 振込

下記のとおりご請求申し上げます。

ご請求金額 ￥6,792 -

お支払い期限: 2023年11月30日

TEL: 06-6539-0505
FAX: 06-6539-0506
info@e-webseisaku.com
登録番号: T4120001125656

品番・品名	数量	単価	金額
【印刷複合機メンテナンス費用】			
9月ご使用分			
・カラー	18 枚	17	306
・モノクロ	623 枚	3	1,869
※2,000円（税抜）以下の場合は、最低料金2,000円が適用されます			
8月ご使用分			
・カラー	16 枚	17	272
・モノクロ	300 枚	3	900
※2,000円（税抜）以下の場合は、最低料金2,000円が適用されます	1	828	828
7月ご使用分			
・カラー	37 枚	17	629
・モノクロ	388 枚	3	1,164
※2,000円（税抜）以下の場合は、最低料金2,000円が適用されます	1	207	207
小計			6,175
消費税 (10%)			617
合計			6,792

お振込先:
三菱UFJ銀行 大阪営業部 普通 株式会社オールマネージ

第4号様式（第5条関係）（A4）

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 15,094円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 5年11月27日
支出内容 事務所電話代（NTT）10月分 （工事代・インターネットプロバイダー代含む）	
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 18,867 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方 電話代については別回線があり政務活動専用回線である為、本来100%計上であるが、外線着信等政務活動以外での利用もあり得る為念のため80%計上とする。

領収書等添付欄

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名 荒木 肇 様

お客様番号

2023年11月ご請求分

金額(円) ¥18,867-

受取人 NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料) 0800-3335550

領収日 附印

収入印紙、紙、貼付欄

(金機機関・CVS用)→お客様

※当社はゆうちょ銀行、郵便局からお支払の現金は、お振込みをお出しください。土曜日本でお支払の場合はお取り置きとなります。

整理番号

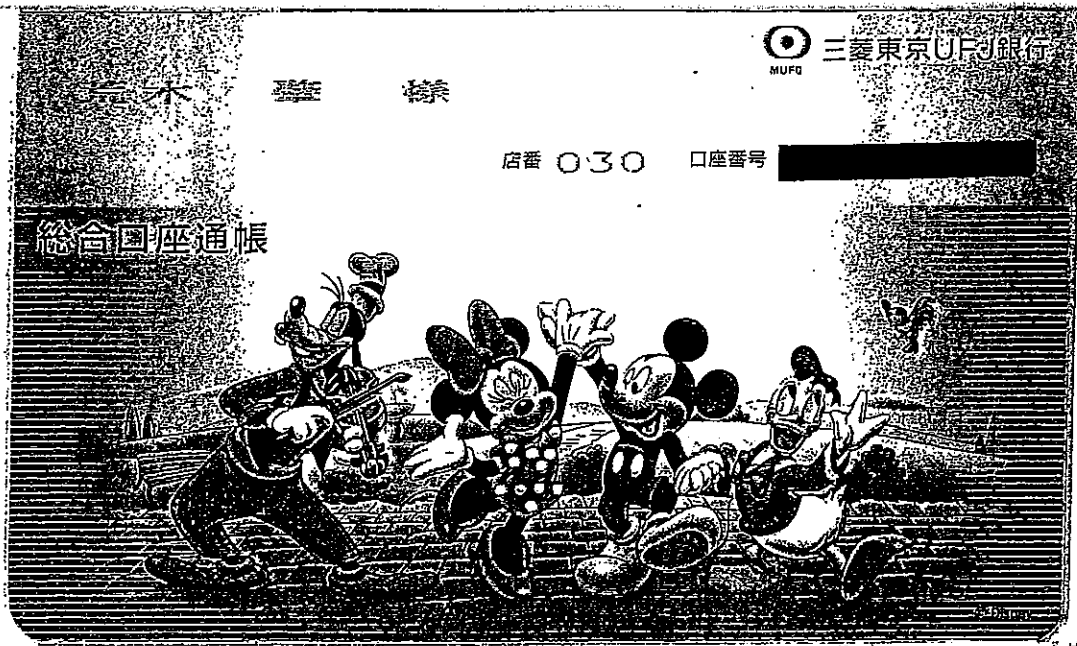
領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出額 ※政務活動費充当額を記入 5,993円
		支出年月日 令和 5年 11月 27日
		使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 電話代（携帯） 10月分		

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 11,985 円 按分率 50 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄



総合口座通帳

三菱東京UFJ銀行

店番 030 口座番号

05-1127 電話

*11,985 | KDDI 1937キ

RT039 携帯 10月分

ご利用項目		金額(円)	内訳(円)	2023年10月
●au電話料金				
ご利用番号		9,169		9,169円
<10月ご利用内訳>		9,169		
▼プラン利用料		5,380		
使い放題MAX 5G+通話定額2				
使い放題MAX 5G/データ				
料金プラン割引 (データ利用3GB以下)				
家族割プラス/auスマートバリュー				
▼安心サポート		1,190		
故障紛失サポート with Cloud				
使い方サポート				
▼安心サポートバック割引額				
▼通話料/使い放題MAX5G+通話定額2		36		
通話料				
SMS (Cメール) 送信料				
通話定額2 割引額				
家族間通話金額割引 (家族割)				
家族間SMS金額割引 (家族割)				
▼au世界サービス				
SMS (Cメール) 送信料/免税		1,900		
▼ユニバーサルサービス料		2		
▼電話リレーサービス料		1		
▼消費税等相当額 (10%)		660		
データ利用量 (データ容量消費なし)		1.72GB		
●au機器代金/各選オプション品				
ご利用番号		2,048		
▼購入機器代金/au携帯オプション品		2,048		
分割支払金				
●auかんたん決済利用料				
ご利用番号		548		
▼auかんたん決済利用料		548		
auスマートパスプレミアム/税込				
●延滞請求発行等手数料				
▼延滞請求発行手数料		200		
▼消費税等相当額 (10%)		20		
<請求金額に対するうち消費税>				
※うち消費税等 10%対象		680円		
・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。				

裏面もご確認ください>>

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 880円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 5年 12月 4日
支出内容 事務用品（ファイルホルダー・クリアブック）	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 荒木 肇

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方 _____

領収書等添付欄

だんぜん!ダイソー

DAISO

ダイソーベルフア都島店
TEL:080-4090-0479
公式通販サイト「DAISOオンラインショップ」
「だんぜん!ダイソー」で検索!
＜令和 11月 修正＞
2023年12月04日(月)11:45
レジNo.:0006 黄:セルフレジ
ファイルホルダー (A4) ¥600外
クリアブック (A4、30 ¥200外
(@100 × 2個) 5点 ¥800
小計 ¥800
10%税抜対象額 ¥80
10%税額 ¥880
合計 ¥1,000
お預り合計 ¥1,120
登録番号 17240001022681

ダイソーが提案する、
新しい2つのブランド



THREPPY Standard Products

店:007176 ｼｰﾄNo.:1081

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 5,629円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 5年 12月 11日
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要	
支出内容 事務用品（コピー用紙A3・ノートB7）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

払込受領書
(コンビニエンスストア等お支払用)

ゆうちょ銀行
お支払い先
荒木はじめ事務所

お問い合わせ番号
金額 ¥5629
内消費税等(511)

受取人
SMBCファイナンスサービス㈱
アスクル担当販売店
株式会社黒田生々堂

受領印
コンビニエンスストア等取納用

金額を訂正された場合は、
コンビニエンスストア等での
お支払いはできません。
(お客様控)

FamilyMart

善源寺町二丁目店
大阪府大阪市都島区善源寺町2丁目
3番19号
電話：06-6926-3966

2023年12月11日（月）13:13
レジ 1-5130 責No.017

下記公共料金等の代理受領は
別領収証となります
NTTF (NTT西日本) 2件
SMBCファイナンス 1件

原本照台済

ア ス ク ル ご 請 求 書

S73078 036 C2 513237 00002/00002

U AB

00770245

C15-U1

月日 / 伝票番号 / 取引区分
お申込み番号 / 商品名

数量

単価(円)
(税込)

金額(円)
(税込)

備考

税率/アライン

11/14 01426216

荒木はじめ事務所様分

お届け先変更

542-705 コピー用紙 マルチペーパー スーパーホワイト+ A3 1箱 (2500枚:500枚入×5冊)

1 4,549

4,549

10.0 *

938-6737 コクヨ キャンパスノート B7 B罫6mm 36枚 1冊 ノ-231BN

10 108

1,080

10.0

小 計

5,629

荒木様ご注文分

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 6, 319円
	支出年月日 令和 5年 12月 20日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 事務所電話代 (NTT) 11月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 7, 898 円 按分率 80 %	電話代については本来 100%計上であるが 念のため80%計上とする
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方	

領収書等添付欄

・13,178円－5,280円（電報料＋消費税）＝7,898円

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
荒木 肇 様

お客様番号

2023年12月ご請求分

金額(円)
¥13,178-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

領収日附印
36586
23.12.20
郵局北浜一丁目
ファミリマート

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

請求書 (西日本ご利用分)

534-0015

大阪市都島区善源寺町2丁目3-25

荒木はじめ事務所

荒木 繁 様



023122101044516975

郵便区内特別



02553

Webでのお問い合わせ



NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年12月17日発行

発行会社 当行会社 当行: NTTファイナンス (株)

東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【受付先】

〒536 大阪市城東区森之宮1-6

-0025 -111 NLC森の宮ビル6F

社用コード M2002111002 02553 02547 00 J

61 100000 10

23120301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

3ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2023年12月ご請求分	13,178円	2024年1月4日(木)



(

2/

3ページ)

お客様請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年12月ご請求分
---------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
NTT西日本ご利用分	12,298	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 11月1日~11月30日 2023年10月1日~2023年11月30日 外の解約は解約金がかかります	合算
	5,400	セキュリティ・ライセンシング料	合算
	1,790	オフィス安心パック・基本サポート	合算
	380	セキュリティ・ライセンシング料	合算
	500	セキュリティ・ライセンシング料	合算
	180	セキュリティ・ライセンシング料	合算
	1,020	ひかり電話 A (エース) 定額料 1	合算
	480	ひかり電話 A (エース) 定額料 2	合算
	200	ひかり電話 A (エース) 定額料 3	合算
	100	追加番号使用料	合算
	360	ひかり電話 (通話料)	合算
	360	ひかり電話 A (エース) 定額料分通話	合算
	64	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合算
	4,800	電話料	合算
	6	ユニバーサルサービス料他	合算
	150	発行手数料	合算
	50	収納手数料	合算

(

3/

3ページ)

お客様請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年12月ご請求分
---------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
NTT西日本分 (小計)	12,298	消費税等相当額 (合計)	合算
NTTファイナンスご利用分	880	ぶらら利用料	合算
合計	13,178	NTTファイナンスご利用分	合算

第4号様式（第5条関係）（A4）

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出額 ※政務活動費充当額を記入 5,035円
		支出年月日 令和 5年 12月 25日
		使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 電話代（携帯） 11月分		

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 10,069 円 按分率 50 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

三 菱 銀 行 三菱東京UFJ銀行	
店番 030 口座番号	
総合口座通帳	
	
05-1225 電話	*10,069 KDDIリョウキン RT

料金内訳書

＜凡例＞税込料金：「U」、税別料金等：「*」、旧税率計算対象料金：「#」
 「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年12月 5日

KDDI株式会社

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

請求コード 101069 利用年月 2023年11月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			
ご利用番号	7,253		お客様コード
＜11月ご利用内訳＞	7,253		ご利用月数は2023年12月で25年10ヶ月目です。
▼プラン利用料	5,380		
使い放題MAX 5G+通話定額2		2,880	基本使用料と通話定額2(1800円)の合算額です
使い放題MAX 5G/データ		5,500	
料金プラン割引(データ利用3GB以下)		-1,500	
家族制プラス/auスマートバリュー		-1,500	カウント対象回数数 2台
▼安心サポートパック	1,190		
故障紛失サポート with Cloud		900	
使い方サポート		590	
安心サポートパック割引額		-300	
▼通話料/使い放題MAX5G+通話定額2	21		
通話料		2,880	
SMS(Cメール)送信料		120	
通話定額2 割引額		-2,240	
家族間通話全額割引(家族制)		-640	
家族間SMS全額割引(家族制)		-99	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額(10%)	659		10%消費税の課税対象額 6,594円
データ利用量(データ容量消費なし)	1.86GB		
●au機器代金/その他商品代金			
ご利用番号	2,048		●合計
▼購入機器代金/その他商品代金	2,048		
分割支払金			
●auかんたん決済利用料			
ご利用番号	548		●合計
▼auかんたん決済利用料	548		
auスマートパスプレミアム/税込		548	*
●紙請求書発行手数料/支払手数料			●合計
▼紙請求書発行手数料	200		
▼消費税等相当額(10%)	20		
10%消費税の課税対象額 200円			
＜請求金額に対するうち消費税＞			
※うち消費税等 10%対象			
・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。	679円		(対象税込額は7,473円でした。)

裏面もご確認ください>>

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 3,025円 支出年月日 令和 6年 1月19日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 名刺代 500 枚	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 6,050 円 按分率 5.0 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領 収 証

2024 年 1 月 19 日

No. 100489

荒木はじめ 様

¥6,050 ※

（本証の金額を訂正した
ものは無効と致します）

但し 名刺代金として

上記金額正に領収いたしました。



木村印刷株式会社

〒534-0027 大阪市都島区中野町2-15-2
TEL.06-6353-1466 FAX.06-6353-1468
登録番号 T2120001007286

担 当

第4号様式（第5条関係）（A4）

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 6, 508円
支出年月日 令和 6年 1月25日	
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要	
支 出 内 容 事務所電話代 12月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 8, 135 円 按分率 80 %	電話代については本来 100%計上であるが 念のため80%計上とする
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方	

領収書等添付欄

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
荒木 繁 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 1月ご請求分

金額(円)
¥8,135-

受取人
NITファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

領 収 日 期 印
36586
24.1.25
西日本一丁目

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

A4用紙またはA5用紙を縦向きに貼付してください。上記以外で貼付した場合は、当社の責任を負いません。

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本分 (小計) 7,035	639 7,035	消費税等相当額 (合計) (小計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTTファイナンスご利用分 1,100	1,100	ぶらら利用料 ※ 11月ご利用分 ①NTTぶららご利用分。	非対象
◇合計 8,135	8,135	合計 ◇NTTファイナンスからのお知らせ	

第4号様式（第5条関係）（A4）

整理番号

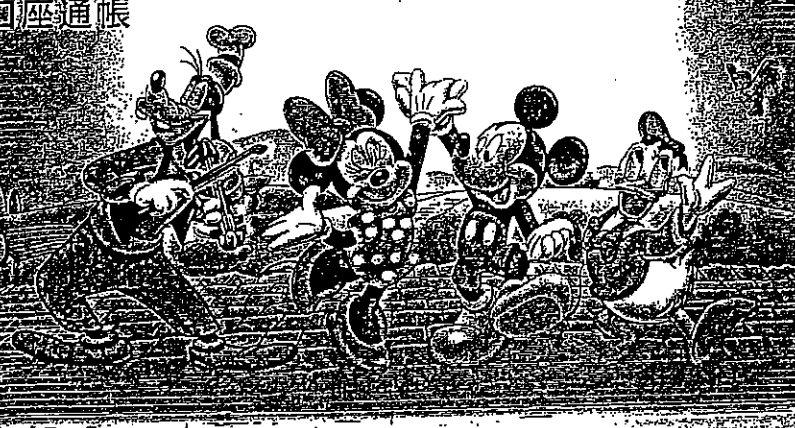
領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出額 ※政務活動費充当額を記入 5,023円
		支出年月日 令和 6年 1月25日
		使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 電話代（携帯）12月分		

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 10,046 円 按分率 50 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

三菱東京UFJ銀行 店番 030 口座番号	
総合口座通帳	
	
06-125 電話	*10,046 KDDIリョウキン

料金内訳書

<凡例>税込料金:「U」, 税別料金等:「*」, 旧税率計算対象料金:「#」
「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻し計算しております

発行年月日 DATE OF ISSUE 2024年 1月 8日 KDDI株式会社

ご利用年月 2023年12月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	7,230円
●au電話料金			
ご利用番号	7,230	お客様コード	7,230円
<12月ご利用内訳>	7,230	ご利用月数は2024年 1月で25年11ヶ月目です。	
▼プラン利用料	5,380	基本使用料と通話定額2 (1800円) の合算額です	
使い放題MAX 5G+通話定額2		2,880	
使い放題MAX 5G/データ		5,500	
料金プラン割引 (データ利用3GB以下)		-1,500	
家族割プラス/auスマートバリュー		-1,500	
▼安心サポート	1,190	カウント対象回数数 2台	
故障紛失サポート with Cloud		900	
使い方サポート		590	
安心サポートバック割引額		-300	
▼通話料/使い放題MAX5G+通話定額2	0		
通話料		1,900	
SMS (Cメール) 送付料		42	
通話定額2 割引額		-1,600	
家族間通話金額割引 (家族制)		-300	
家族間SMS金額割引 (家族制)		-42	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額 (10%)	657	10%消費税の課税対象額 6,573円	
データ利用量 (データ容量消費なし)	1.94GB		
●au機器代金/その他の商品代金			
ご利用番号	2,048	●合計	2,048円
▼購入機器代金/その他の商品代金	2,048		
分割支払金		2,048 * 24回 (延長時47回) 払い 6回目。残額	77,749円
●auかんたん決済利用料		●合計	548円
ご利用番号	548		
▼auかんたん決済利用料	548		
▼auかんたん決済/プレミアム/税込			
●紙請求書発行手数料/支払手数料		●合計	220円
▼紙請求書発行手数料	200		
▼消費税等相当額 (10%)	20	10%消費税の課税対象額 200円	
<請求金額に対するうち消費税>			
※うち消費税等 10%対象	677円	(対象税込額は7,450円でした。)	
・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。			

裏面もご確認ください

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入 6,950円
☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	支出年月日 令和 6年 2月 6日
☐ 資料作成費	☐ 資料購入費	☐ 広報・広聴費	
☐ 人件費	☒ 事務費	☐ 事務所費	
☐ 要請・陳情活動費			
支出内容		使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要	
コピー代 10月・11月・12月分（振込手数料含む）			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 8,687 円 按分率 8.0 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
060206	0039127	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
00500005	0030	
お取引金額		¥8,577*

お振込み できない場合	残高	***
0円.50	110*	おつり

三菱UFJ銀行
大阪営業部
普通
カ)オールマネーシ"様
アラキハシ"メシ"ムシヨ様
20240122-00213U

お振込先・お受取人
ご振替人

〒534-0021
大阪府大阪市都島区善源寺町2-3-28

請求書

荒木はじめ事務所 御中

2024年02月01日
請求番号: 20240122-00213U

株式会社オールマネージ



〒550-0014
大阪府大阪市西区北堀江2-2-7
北堀江ゲイトビル5F

件名: <お支払方法> 振込

下記のとおりご請求申し上げます。

ご請求金額 ￥8,577 -

お支払い期限: 2024年02月29日

TEL: 06-6539-0505
FAX: 06-6539-0506
info@e-webseisaku.com
登録番号: T4120001125656

品番・品名	数量	単価	金額
【印刷複合機メンテナンス費用】			
12月ご使用分			
・カラー	6 枚	17	102
・モノクロ	672 枚	3	2,016
※2,000円（税抜）以下の場合は、最低料金2,000円が適用されます			
11月ご使用分			
・カラー	1 枚	17	17
・モノクロ	1,221 枚	3	3,663
※2,000円（税抜）以下の場合は、最低料金2,000円が適用されます			
10月ご使用分			
・カラー	0 枚	17	0
・モノクロ	499 枚	3	1,497
※2,000円（税抜）以下の場合は、最低料金2,000円が適用されます			
	1	503	503
小計			7,798
消費税 (10%)			779
合計			8,577

お振込先：
三菱UFJ銀行 大阪営業部 普通 株式会社オールマネージ

第4号様式（第5条関係）（A4）

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 5,613円 支出年月日 令和 6年 2月 16日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 事務用品（パイプ式ファイル・ふせん）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

払込受領書 

（コンビニエンスストア等お支払用）

お支払人氏名
荒木はじめ事務所

お問い合わせ番号
[REDACTED]

金額 ¥5613
内消費税等（ 510）

受取人
SMBCFファイナンスサービス㈱
アスクル 担当販売店
株式会社黒田生々堂

受領印
コンビニエンスストア等お支払用

30320
24216

アスクルご請求書

573078 036 C2 500716 00002/00002

U AB

00739638

C15-U1

月日 / 伝票番号 / 取引区分
お申込番号 / 商品名

数量

単価(円)
(税込)

金額(円)
(税込)

備考

税率/グリーン

01/10 10872373

荒木はじめ事務所様分

お届け先変更

56750 アスクル パイプ式ファイル A4タテ 両開き とじ厚50mm 背幅66mm 10冊 ページ

1

4,808

4,808

10.0 *

28790 アスクル 貼ってはがせるオフィスのふせん 75×25mm パステルカラー 4色セット 1箱

1

805

805

10.0 *

小計

5,613

荒木様ご発注分

01/10 10994355

荒木はじめ事務所様分

お届け先変更

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 6,438円
支出年月日 令和 6年 2月26日	
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要	
支出内容 事務所電話代 1月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 8,047 円 按分率 80 %	電話代については本来 100%計上であるが 念のため80%計上とする
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方	

領収書等添付欄

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
荒木 肇 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 2月ご請求分
金額(円)
¥8,047-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

収 入 印 紙 貼 付 欄
(金融機関・CVS用)→お客様

36586
24.2.26
NTTファイナンス株式会社

整理番号

領収書等貼付用紙

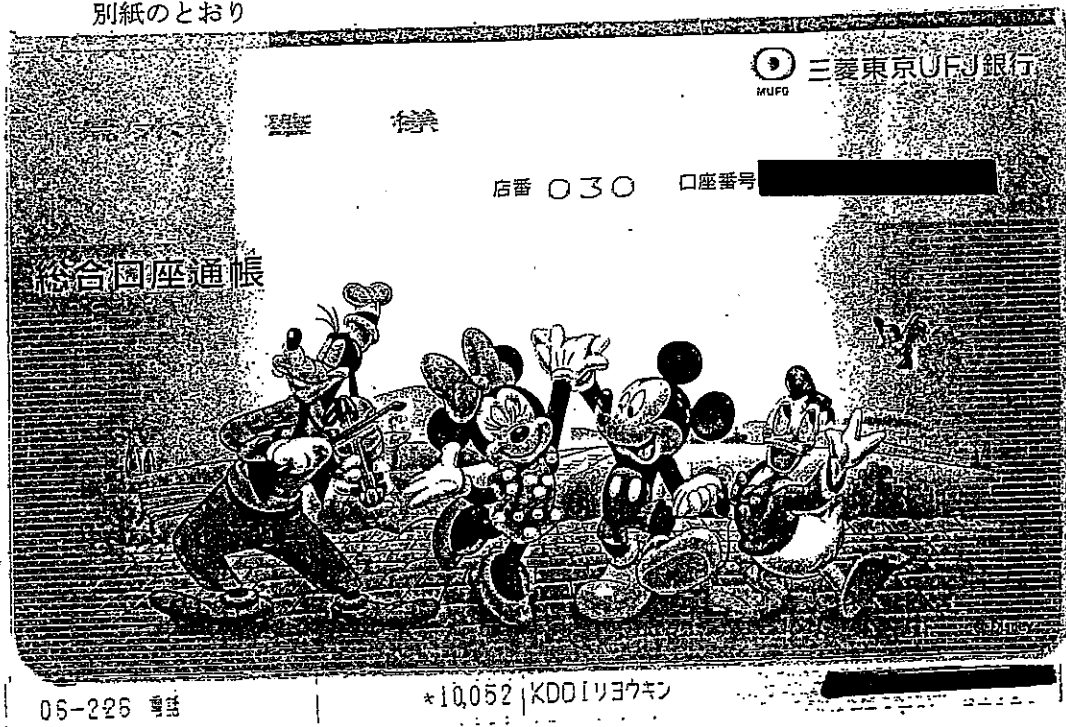
費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出額 ※政務活動費充当額を記入 5,026円
		支出年月日 令和 6年 2月 26日
		使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 電話代（携帯） 1月分		

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 10,052 円 按分率 50 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

別紙のとおり



料金内訳書

発行年月日 DATE OF ISSUE 2024年 2月 5日

KDDI株式会社

〒165-8003 東京都豊洲4丁目2-1-1

＜凡例＞税込料金：「U」、免税料金等：「*」、旧税率計算対象料金：「#」

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻し算出しております。

請求コード

利用年月 2024年 1月

金額(円) 7,236円

内訳(円) 7,236円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
●au電話料金	7,236	7,236
ご利用番号	7,236	7,236
＜1月ご利用内訳＞	5,380	5,380
▼プラン利用料		
使い放題MAX 5G+通話定額2		
使い放題MAX 5G/データ		
料金プラン割引 (データ利用3GB以下)		
家族制プラン/auスマートバリュー		
▼安心サポートパック	1,190	1,190
故障紛失サポート with Cloud		
安心サポートパック割引額		
安心サポートパック割引額	6	6
▼通話料/使い放題MAX 5G+通話定額2		
通話料		
SMS (Cメール) 送信料		
通話定額2 割引額		
家族間通話金額割引 (家族制)		
家族間SMS金額割引 (家族制)		
▼ユニバーサルサービス料	2	2
▼電話リレーサービス料	1	1
▼消費税等相当額 (10%)	657	657
データ利用量 (データ容量消費なし)	2,366GB	2,366GB
●au機器代金/その他商品代金	2,048	2,048
ご利用番号	2,048	2,048
▼購入機器代金/クレジット決済		
分割支払金		
●auかんたん決済利用料	548	548
ご利用番号	548	548
▼auかんたん決済利用料		
auスマートパスプレミアム/税込	548	548
●紙請求書等発行手数料/支払手数料	200	200
▼紙請求書発行手数料		
▼消費税等相当額 (10%)	20	20
＜請求金額に対するうち消費税＞		
※うち消費税等 10%対象		
通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。	670	670
10%消費税の課税対象額	7,456円	7,456円
(対象税込額は7,456円でした。)		
●合計	2,048	2,048
●合計	548	548
●合計	220	220

裏面もご確認ください

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 6,492円
支出内容 事務所電話代 2月分	支出年月日 令和 6年 3月 22日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 8,115 円 按分率 80 %	電話代については本来100%計上であるが念のため80%計上とする
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方	

領収書等添付欄

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・信用金庫でお支払いの場合は、この受領証を提出してください。他以外の場合は、必ず取り扱ってください。

ご請求先氏名
荒木 泰 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 3月ご請求分

金額(円)
¥8,115-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

領収日 印
36586
24.3.22
西宮北通一丁目
ファミリーマート

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

請求書 (西日本ご利用分)

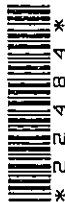
534-0015

大阪市都島区善源寺町2丁目3-28

荒木はじめ事務所
荒木 肇 様

024032101041359384

郵便区内特別



22576

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年 3月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【通付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111001 22576 22484 00 J
61 000000 1 0 24030301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。

1/

3ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年 3月ご請求分	8,115円	2024年 4月 1日 (月)

(

2/

3ページ)

お客様請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 3月ご請求分
---------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分	7,015		
	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	合 算
	1,790	もっともど割 1、2年目とーんと割	合 算
	380	セキュリティライセンスプラス利用料	合 算
	500	オフィス安心パック 基本サポート	合 算
	180	オフィス安心パックライセンスプラス	合 算
	1,020	ひかり電話 A (エース) 定額料 1	合 算
	480	ひかり電話 A (エース) 定額料 2	合 算
	200	複数デジタル使用料	合 算
	100	追加番号使用料	合 算
	96	ひかり電話 (通話料)	合 算
	96	ひかり電話 A (エース) 定額料分通話	合 算
	64	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合 算
	4	ユニバーサルサービス料他	合 算
	150	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算

(

3

3ページ)

お客様請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 3月ご請求分
---------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本分 (小計)	7,015		
◇NTTファイナンスご利用分	1,100		
◇合計	8,115		
	637	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
	7,015	(小計)	
	1,100	おらら利用料 (※NTTおららご利用分)	* 01月ご利用分 非対象等

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 5,029円 支出年月日 令和 6年 3月25日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 電話代（携帯） 2月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

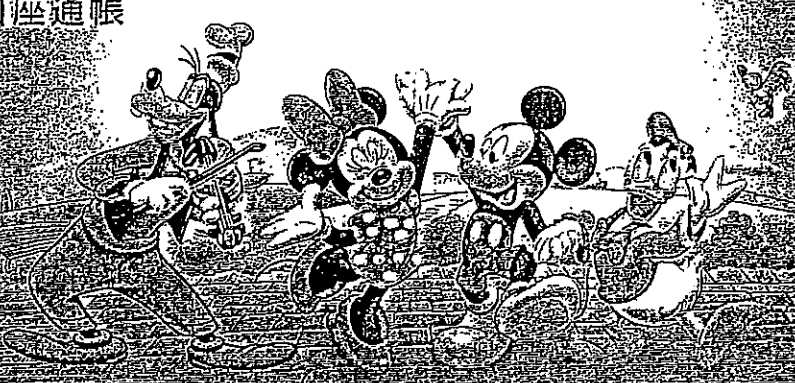
① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 10,058 円 按分率 50 %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

三菱東京UFJ銀行

店番 030 口座番号

総合口座通帳



06-325 電話 *10,058 KDDIリョウキン RT

料金内訳書

<凡例>税込料金・(U) 免税料金等・[*] 旧税率計算対象料金・[#]
「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

発行年月日 DATE OF ISSUE 2024年 3月 5日

KDDI株式会社

ご請求コード

10058

ご利用年月

2024年 2月

ご利用項目

金額(円)

内訳(円)

備考

7,242円

●au電話料金

ご利用番号

7,242

7,242

お客様コード

2024年 3月で26年 1ヶ月目です。

<2月ご利用料

▼プラン利用料

7,242

ご利用月数は2024年 3月で26年 1ヶ月目です。

使い放題MAX

5G+通話定額2

2,880

基本使用料と通話定額2 (1800円) の合計額です

料金プラン割引

(データ利用3GB以下)

5,500

カウンタ対象回数減 2台

家族制プラス/auスマートバリュー

-1,500

安心サポーターパック

1,190

設備充実サポーター with Cloud

900

安心サポーターパック割引額

590

通話料/使い放題MAX5G+通話定額2

-300

通話料

12

SMS (Cメール) 送信料

1,100

通話定額2 割引額

54

家族間通話金額割引 (家族制)

-880

家族間SMS金額割引 (家族制)

-220

ユニバーサルサービス料

-42

▼消費税等相当額 (10%)

2

データ利用量 (データ容量消費なし)

2.00GB

10%消費税の課税対象額

6.58円

●au機器代金/その他商品代金

2,048

●合計

2,048円

▼購入機器代金/その他商品代金

2,048

分割支払金

2,048

●auかんたん決済利用料

548

●合計

548円

▼auかんたん決済利用料

548

auスマートパスプレミアム/税込

548

●合計

548円

●紙請求書発行手数料/支払手数料

200

▼紙請求書発行手数料

200

▼消費税等相当額 (10%)

20

●合計

220円

<請求金額に対するうち消費税>

679円

*うち消費税等 10%対象

200円

(消費税額は7,462円でした。)

通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

裏面でご確認ください

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入 1,210円
☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	支出年月日 令和6年3月26日
☐ 資料作成費	☐ 資料購入費	☐ 広報・広聴費	
☐ 人件費	☒ 事務費	☐ 事務所費	
☐ 要請・陳情活動費			
支出内容		使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 荒木 肇	
事務用品（紙製ファイルボックス・トレ・ラック）			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄



ミーツ

大阪駅前第三ビル店

電話 06-6341-8261

株式会社ワッツ西日本販売

登録番号 T8260001003927

お買い上げありがとうございます。

領収書 訂正

2024年3月26日（火）14時24分

POSNO.012 レシートNO.00056-272515

紙製ファイルボックス/PFBX

単 110 3個 ¥330込

PB.A4コンベーショントレ

単 220 3個 ¥660込

PB.A4コンベーションラック

¥220込

お買い上げ合計 7個 ¥1,210

(10%対象商品 ¥1,210)

(内消費税 10% ¥110)

合計 ¥1,210

お預り ¥1,210

お釣 ¥0

責：9999999

※商品・金額は1週間以内にレシートをお持ちのうえご来店ください。



店舗受け取り全国展開スタート

※店舗でお受け取りできます。

ワッツオンライン新規会員登録で

300円OFFクーポンプレゼント!

※オンラインショップはこちら

・紙製ファイルボックス @110円×3=330円

・A4 コンベーショントレ @220円×3=660円

・A4 コンベーションラック @220円×1=220円

合計 1,210円

領収書等添付一覧

(令和5年度)

費 目 名	事務所費			
年 月 日	支出内容	支 出	備 考	整理番号
R5.4.13	事務所家賃5月分	132,000 円	按分率 80 %	
R5.4.14	仲介手数料	132,000 円	按分率 80 %	
R5.5.25	事務所家賃6月分	132,088 円	按分率 80 %	
R5.5.29	水道代5月分	761 円	按分率 80 %	
R5.5.29	電気代5月分	706 円	按分率 80 %	
R5.5.30	営繕工事代	34,180 円	按分率 80 %	
R5.5.30	給水設備工事代	137,500 円	按分率 80 %	
R5.5.30	エアコン設備工事代	229,504 円	按分率 80 %	
R5.6.23	事務所家賃7月分	132,088 円	按分率 80 %	
R5.6.27	水道代6月分	1,241 円	按分率 80 %	
R5.6.27	電気代6月分	2,159 円	按分率 80 %	
R5.7.25	事務所家賃8月分	132,088 円	按分率 80 %	
R5.7.25	水道代7月分	1,250 円	按分率 80 %	
R5.7.26	電気代7月分	2,856 円	按分率 80 %	
R5.8.22	電気代8月分	8,918 円	按分率 80 %	
R5.8.23	水道代8月分	1,241 円	按分率 80 %	
R5.8.25	事務所家賃9月分	132,088 円	按分率 80 %	
R5.9.25	事務所家賃10月分	132,088 円	按分率 80 %	
R5.9.25	水道代9月分	1,241 円	按分率 80 %	
R5.9.25	電気代9月分	6,681 円	按分率 80 %	
R5.10.25	事務所家賃11月分	132,088 円	按分率 80 %	
R5.10.25	水道代10月分	18 円	按分率 80 %	
R5.10.25	電気代10月分	6,680 円	按分率 80 %	
R5.11.21	電気代11月分	5,644 円	按分率 80 %	
R5.11.24	事務所家賃12月分	132,088 円	按分率 80 %	
R5.11.27	水道代11月分	9 円	按分率 80 %	
R5.12.20	電気代12月分	6,496 円	按分率 80 %	
R5.12.25	事務所家賃1月分	132,088 円	按分率 80 %	
R5.12.28	水道代12月分	18 円	按分率 80 %	
R6.1.25	事務所家賃2月分	132,088 円	按分率 80 %	
R6.1.25	電気代1月分	9,579 円	按分率 80 %	
R6.1.26	水道代1月分	1,250 円	按分率 80 %	
R6.2.22	事務所家賃3月分	132,088 円	按分率 80 %	
R6.2.26	水道代2月分	1,250 円	按分率 80 %	
R6.2.26	電気代2月分	9,379 円	按分率 80 %	
R6.3.22	電気代3月分	7,760 円	按分率 80 %	
R6.3.25	水道代3月分	1,241 円	按分率 80 %	
合 計		2,062,442 円		

令和 5 年 4 月 13 日

事業用賃貸借契約書

物件名 善源寺町 2 丁目 店舗付住宅 B 棟

第 11 号室

賃貸人 都島住宅株式会社

賃借人 荒木 肇

事業用賃貸借契約書(店舗)

貸主は 都島住宅株式会社 (以下「甲」という。) と借主 荒木 肇 (以下「乙」という。) は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書 (1) 目的物件の表示

建 物	名 称	店舗付住宅B棟 第11号 (1階・2階)
	所在地	大阪市都島区善源寺町2丁目3番28号
	構 造	木造瓦葺2階建 6戸1棟
	種 類	店舗・居宅

頭書 (2) 事業内容 (具体的に記載すること)

事務所

頭書 (3) 契約期間

令和 5 年 4 月 15 日	から	令和 7 年 4 月 30 日	まで (2 年間)
目的物件の引渡し時期		令和 5 年 4 月 15 日	

頭書 (4) 賃料等

賃 料	月額 150,000 円 (別途消費税相当額 15,000 円)	共益費	月額 - 円 (別途消費税相当額 - 円)	敷 金	円
その他の条件		敷金の返金条件は4割控除とする。			
賃料等の支払時期		毎月末までにその翌月分を支払う			
賃料等の 支払方法	☒ 振込	振込先金融機関名： 三菱UFJ銀行 振込先支店名： 都島支店 □ 座 種 別： 当座預金 □ 座 番 号： XXXXXXXXXX □ 座 名 義 人： 都島住宅株式会社 振込手数料： 乙の負担			
	☐ 持参	持参先	都島住宅株式会社 本社窓口		
	☐ 集金	集金先			

頭書（５）乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を破砕する)	☐ 連帯保証人	氏 名	
		住 所	
		極度額	
	☒ 家賃債務保証 業者の提供 する保証	家賃債務 保証業者名	パブリックアソシエイツ株式会社
		主たる事務所の 所在地	大阪市中央区淡路町 1-4-9 TPR 北浜ビル 602 号
		家賃債務保証 業者登録番号	国土交通大臣（１）第 8 4 号

頭書（６）更新に関する事項

期間満了の 3 ヶ月前までに甲乙双方より何らかの申し入れのないときは、期間満了の翌日より起算して更に 1 ヶ年間更新され、以後も同様とする。

頭書（７）特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙及び丙記（署）名・捺印の上、甲乙各自
その1通を保有する。

令和 5 年 4 月 13 日

甲（貸主）

住所

大阪市都島区東野田町2丁目3番21号

氏名

都島住宅株式会社



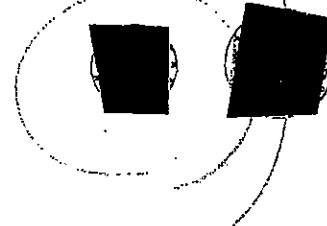
乙（借主）

住所

大阪市都島区友引町1-4-2-2002

氏名

荒木 肇



丙（連帯保証人）

住所

氏名

印

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の事業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書（3）記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書（6）の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書（4）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。

三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合。

3 1ヶ月に満たない中途入居の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。但し、転出時は1ヶ月毎とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書（4）の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、前条3項に準ずるものとする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。

4 乙は、頭書（2）記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備の新設や改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

（敷金）

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 前項の場合、乙は直ちに敷金の不足額を補填しなければならない。

賃料が増額された場合、乙は頭書（4）に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

5 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の4割1分を差引いた残額を乙に返還しなければならない。ただし、本物件の明渡し時に賃料の滞納、第17条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、甲は、当該債務の額を敷金から差し引いた額を返還するものとする。

6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

7 火災等により物件が焼失毀損した場合、その責任が乙に基づく場合は、甲は賃貸借契約を解除し敷金を返還しないものとする。

（反社会的勢力ではないことの確約）

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

（禁止又は制限される行為）

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

4 乙は、本物件の全部又は一部につき、転賃に供してはならない。

5 乙は、敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

6 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に担保の用に供すること。

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

7 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと。

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

第10条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で、甲の指示に従い施工し、その費用は、乙が負担するも

のとする。

2 前項の工事により法令上設備の新設、改善等が必要となった場合も同様とする。

(契約期間中の修繕)

第11条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び甲の承諾を要することなく、自らの負担において行うこととする。

一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え。

二 その他費用が軽微な修繕。

6 乙は耐震工事や建物の躯体に影響する大規模修繕に関する修繕権を有さない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

乙が賃料又は共益費の支払業務を2ヵ月以上怠ったとき。

二 責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき。

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。

二 第8条(第6項第五号から第七号を除く。)又は第9条の規定に違反したとき。

三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。

四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

五 銀行取引の停止。

六 破産手続きの開始。

七 民事再生手続きの開始。

八 会社更生手続きの開始。

九 特別清算手続きの開始。

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一 第7条の確約に反する事実が判明したとき。

二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第6項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して3ヶ月前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第14条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第15条 本物件が法令または公共事業施行のため取り壊され、又は、使用不能になったときは、或いは、天災地変、火災等によって損壊したとき、若しくは本契約に基づく賃借権を対抗できない抵当権の実行・強制競売等によって競落され、賃貸借契約を継続することができなくなったときは、本契約は当然に効力を失う。この場合は、乙は直ちに本物件を甲に明渡し返還する。

2 前項の場合、甲は敷金の4割1分を差し引いた残額を乙に返還する。但し、甲は第6条2項の優先充当権を失わない。

(明渡し)

第16条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約書が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。
- 5 乙の引渡し遅延により甲が前項の他に損害を受けたときは、乙はその損害をも併せて賠償する。

(明渡し時の原状回復)

- 第17条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、乙の費用で本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。
- 3 乙が本物件を明渡しした後、本物件に残置物が存する場合は、乙はその所有権を放棄したものとし、甲は乙の費用負担でその撤去、任意処分、その他必要な措置をとることができる。
- 4 乙は、残置物等の破損、紛失又は残置物等の撤去及び処分に関して、甲に対して損害賠償の請求はできないものとする。又、乙は、残置物等の撤去を理由に甲に対して負担する債務の支払いを拒むことはできないものとする。
- 5 乙は、この契約の終了後に本物件を明渡しときは、事由の如何にかかわらず甲に対して立退き料、移転費等の請求及び乙の付加した造作、その他について買取の請求をすることはできない。
- 6 乙は書面により、甲の承諾を得なければ、明渡しに関しその交渉を第三者に委託することはできない。但し、弁護士に委託する場合はこの限りではない。

(立入り)

- 第18条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(乙の通知義務)

- 第19条 乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき。
- 三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は解散。

五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき。

(延滞損害金)

第 20 条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365 日あたり）14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第 21 条 本契約においては、頭書（5）に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書（5）で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書（5）記載の連帯保証人（以下本項において「丙」という。）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

二 前号の丙の負担は、頭書（5）及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る

イ 丙が、破産手続開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が、死亡したとき

四 前号に規定する場合、又は丙が、連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合は、第 19 条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

五 前号の場合において、新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書（5）で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書（5）記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書（３）記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書（３）記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

（損害賠償）

第 22 条 乙が善良な管理者の注意義務に違反して、本物件に損傷を与えたときは、乙は、甲の受けた損害を賠償する。

2 甲は乙及び乙の使用人その他関係者の故意又は過失によって、この建物及び附属する物件を毀損又は滅失した場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められ事故（第 15 条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。但し、有責第三者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（協議）

第 23 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（合意管轄裁判所）

第 24 条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第 1 審管轄裁判所とする。

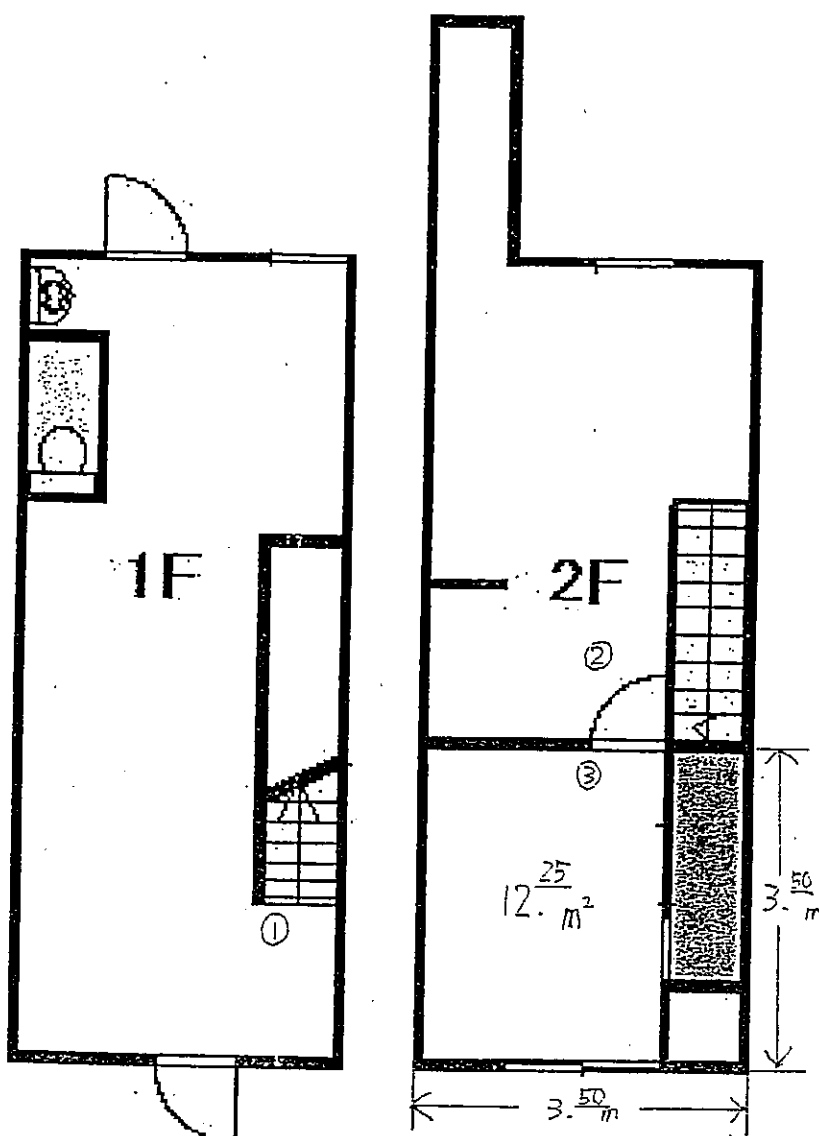
（更新に関する事項及び特約事項）

第 25 条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書（６）又は（７）記載のとおりとする。

荒木はじめ事務所

- ・事務所2階後援会事務所部分
 $12.25 \text{ m}^2 / 61.56 \text{ m}^2 = 19.9\%$

- ・面積按分
 8 : 2で計上



整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 132,000円 支出年月日 令和 5年 4月 14日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 荒 木 肇
支 出 内 容 事務所仲介手数料	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 165,000 円 按分率 8.0 % (面積按分)
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

別紙のとおり

収入印紙

領 収 証

令和 5 年 4 月 14 日

荒木 肇 殿

金額	¥165,000— (税込)
----	----------------

物件名	善源寺店舗付住宅 B 棟
号室	11 号室
借主	荒木 肇 殿

但し上記物件、仲介手数料として受領致しました。
厚く御礼申し上げます。

《種別》

	現金
○	銀行振込
	相殺

〒 558-0013
大阪府大阪市都島区都島本通2丁目16-11
株式会社リードイナフエスエー
ホームメイトFC都島店
TEL : 06-6923-9911

営業担当	経理

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	132,088円
☐ 資料作成費	☐ 資料購入費	☐ 広報・広聴費	支出年月日
☐ 人件費	☐ 事務費	☒ 事務所費	令和 5年 5月 25日
☐ 要請・陳情活動費			使用者
支出内容		※領収書で明白な場合は記入不要	
事務所家賃 6月分 (取扱手数料含む)			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 165,110 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

三菱東京UFJ銀行

店番 030 口座番号

総合口座通帳



05-525 定自送

*165000

RT

6月分家賃

05-525 取扱手数料

*110

RT039

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入 761円
☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	支出年月日 令和 5年 5月 29日
☐ 資料作成費	☐ 資料購入費	☐ 広報・広聴費	
☐ 人件費	☐ 事務費	☒ 事務所費	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
☐ 要請・陳情活動費			
支出内容 水道代 5月分			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合 (①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 951 円 按分率 80 % (面積按分)
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

*5月分 4/18~5/18 31日間

1,551円×19/31=951円 4/30~5/18

水道料金等納入通知書兼領収証書

口座番号 00950-3-960055 加入者 大阪市水道局長

ご使用場所 大阪市都島区普源寺町
2丁目
3-28

ご使用者名 荒木 肇

様	合計金額	1,551円 (141円)
	上水道料金	946円 (86円)
	下水道使用料	605円 (55円)

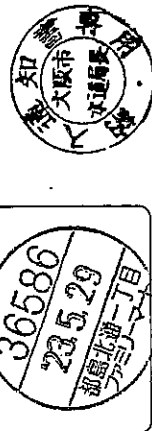
()内は消費税及び地方消費税相当額で内税です。

徴収月分 令和5年 5月 05日 月数 1.0
ご使用水量 1m³ 水検番号 002422
固定番号
使用期間 5年 4月 18日 ~ 5年 5月 18日

取附代行：株式会社電算システム

お支払い期限 令和 5年 6月 6日

1. 領収日付印のないもの、および金額を訂正したものは無効です。
2. 小切手使用の場合は、その交換決済が済んだ後でないことと本領収証書の効力は発生しません。
3. コンビニエンスストアでの小切手によるお支払いはできません。
4. お客さま控えやレシートは、私達の財産になるため、要領紙、大切に保管してください。
5. お間違いの恐れは領収書に記載しております。

領収日付印
上記金額を領収しました。
大阪市水道局長

収入印紙不要 (お客さま控え)

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
			706円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	令和 5年 5月 29日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 電気代 5月分			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 882 円 按分率 80 % (面積按分)
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

*5月分 4/14~5/10 27日間
 $2,165 \text{ 円} \times 11/27 = 882 \text{ 円}$ 4/30~5/10

電気料金振込受領証(兼請求書)		青	(裏面もご覧ください)
いつもご利用いただきありがとうございます。			
おなまえ	荒木 肇 様	5 年 5 月分	
お客さま 番号	日程 所 番 号	ご 請 求 金 額	2,165 円
ご使用 期間	4月14日~ 5月10日	196 円	
契種	ご使用量(kWh) 117	電気料金内訳(円)	ご使用場所 大阪市都島区菅原寺町2丁目3 -28菅原寺町2丁目店舗11 号
燃料費調整額	-557.17円		
再エネ促進賦課金	163円		
4月14日 使用開始			
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。		収 納 印	
お支払期限日 6月12日 金融機関取扱期限日 6月12日		36586	
本票は、6月25日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。		23529	
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。		収入印紙不要	
大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810		(お客さま控え)	
振込先 関西電力		本券により電気料金が収納することはありません。	

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 34,180円
	支出年月日 令和 5年 5月 30日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 営繕工事代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 42,724 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収証

No. _____

荒木はじめ事務所 様

金額

¥ 42,724 -

但し 営繕工事代として

R5年 5月 30日 上記の金額正に領収いたしました

奥村カイハツ株式会社

〒534-0023 大阪市都島区都島南通1-2-1
 TEL 06-6923-5554
 FAX 06-6927-6227

請求書

R5年5月15日

荒木事務所 様

宮繕工事

¥42,724円(税込)

奥村カイハツ株式会社

〒534-0023

大阪市都島区都島南通1-2-7

TEL (06) 6923-5540

FAX (06) 6927-6278

お振込みの場合は

下記口座までお願い致します。

北おおさか信用金庫 梅田支店

当座番号 No

名義 奥村カイハツ株式会社

[illegible]

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 137,500円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費	支出年月日
☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費	令和 5年 5月 30日
☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
☐ 要請・陳情活動費	
支 出 内 容	
給水設備工事代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 171,875 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

別紙のとおり

- ・入居物件については、設備は一切備わっておらず、入居時に、給水設備（流し台・配管設備工事等）の実施が必要なため
- ・事務所開設時に、空き物件が少なく、比較的廉価で、公共交通機関から近い物件であったため

領収証

No. _____

荒木はじめ事務所 様



金額

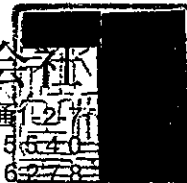
¥171,875-

但し 給水設備工事代として.

R5年 5月 30日 上記の金額正に領収いたしました

奥村カイハツ株式会社

〒534-0023 大阪市都島区都島南通1-2-7
TEL 06-6923-5540
FAX 06-6927-6278



R5年5月12日

荒本はじめ事務所 様

給水設備工事

¥171,875円(税込)

奥村カイハツ株式会社

T 534-0023

大阪市都島区都島南通1-2-7

TEL (06) 6923-5540

FAX (06) 6927-6278

お振込みの場合は
下記口座までお願い致します。

北おおさか信用金庫 梅田支店

当座番号 No

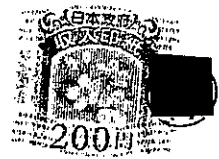
名義 奥村カイハツ株式会社

給水設備工事

[illegible]

領収証

No. _____



荒木はじめ事務所 様

金額

¥ 286,880-

但し エアコン設備工事代として

R5年 5月 30日 上記の金額正に領収いたしました

奥村カイハツ株式会社

〒534-0023 大阪市都島区都島南通1-2-7

TEL 06-6923-5540

FAX 06-6927-6278

請求書

R5年5月12日

荒木はじめ事務所 様

エアコン工事

¥286,880円(税込)

奥村カイハツ株式会社

T 534-0023

大阪市都島区都島南通1-2-7

TEL (06) 6923-5540

FAX (06) 6927-6278

お振込みの場合は

下記口座までお願い致します。

北おおさか信用金庫 梅田支店

当座番号 No

名義 奥村カイハツ株式会社

請求書

エアコン工事

名	称	品名	型 状	寸 法	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	備 考
1階	ダイキン天吊型エアコン		FHP112AC		1.0	台		0	中古品:外機RZYP112AA
	同上据付工事							60,000	
	配管工事費							50,000	
	冷媒配管材							13,750	
	ドレン配管材							5,000	
	内外機連絡配線							750	
	真空乾燥及び試運転調整費							10,000	
	室外機架台							1,600	
	支持金物類							5,000	
	雑作業費							10,000	
	雑材消耗品費							7,500	
2階	ダイキンルームエアコン		S28ZTES-W		1.0	台		69,000	
	同上取付工事費				1.0	式		25,000	
	室内機架台		ブラロック		2.0	個	600	1,200	
	雑材消耗品				1.0	式		2,000	
						小計		260,800	
						消費税		26,080	
						合計		286,880	

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 132,088円 支出年月日 令和 5年 6月23日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 事務所家賃 7月分 （取扱手数料含む）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 165,110 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

三菱東京UFJ銀行 店番 030 口座番号 [REDACTED] 総合口座通帳 			
05-623 定自送	*165000	RT	3月分家賃
05-623 取扱手数料	*110	RT039	

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 1,241円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 5年 6月 27日
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要	
支出内容 水道代 6月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 1,551 円 按分率 80 % (面積按分)
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

* 6月分 5/19~6/15 28日間

水道料金等納入通知書兼領収証書 ㊞
口座番号 00950-3-960055 加入者 大阪市水道局長

ご使用場所 大阪市都島区善源寺町 2丁目 3-28	ご使用者名 荒木 肇
合計金額	1,551 円 (141 円)
上水道料金	946 円 (86 円)
下水道使用料	605 円 (55 円)

()内は消費税及び地方消費税相当額で内数です。

徴収月分	5年06月	月数	1.0
ご使用水量	1 ㎡	水検番号	002422
認定番号	[REDACTED]		
ご使用期間	5年 5月19日~ 5年 6月15日		

収納代行：株式会社電算システム

お支払い期限	令和 5年 7月 6日
--------	-------------

1. 領収日付印のないもの、および金額を訂正したものは無効です。
2. 小切手使用の場合は、その支払金額が済んだ時点でないことと領収証の効力は生じません。
3. コンビニエンスストアでのお支払いによるお支払いはできません。
4. お客様がご不明な点やレシートは、払込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。
5. お問い合わせは窓口は裏面に記載しております。

領収日付印
上記金額を領収しました。
大阪市水道局長



(お客様控え)

収入印紙不要

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,159円
	支出年月日 令和 5年 6月 27日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 電気代 6月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 2,698円 按分率 80% (面積按分)
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

*6月分 5/11~6/7 28日間

電気料金振込受領証(兼請求書)			
おなまえ 荒木 琴 様			
5年 6月分		請求金額 2,698円	
ご使用期間 5月11日~ 6月7日	245円	電気料金内訳(円)	
契種 31	ご使用量(kWh) 144	電気料金内訳(円)	
燃料費調整額 -685.38円		再エネ促進賦課金 201円	
ご使用場所 大阪市都島区善源寺町2丁目3-28善源寺町2丁目店舗11号			
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。			
お支払期限日 7月10日 金融機関取扱い期限日 7月10日			
本票は、7月23日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。			
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。			
大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810		(お客さま控え)	
振込先 関西電力		本券により集金員が収納することはありません。	

整理番号

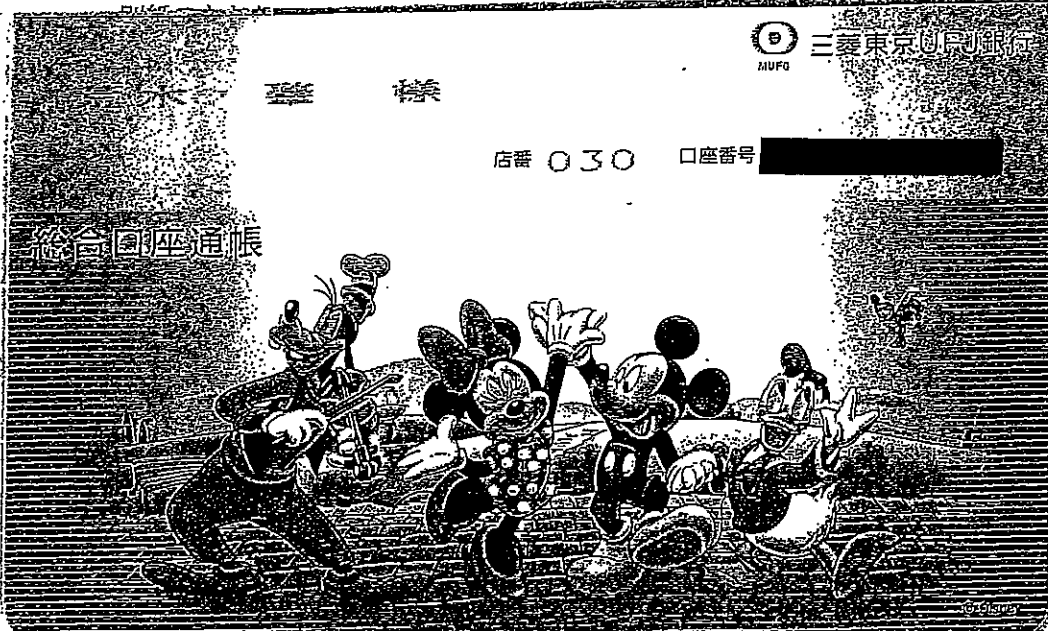
領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 132,088円 支出年月日 令和 5年 7月 25日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 事務所家賃 8月分 (取扱手数料含む)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合 (①又は②を記入)

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 <u>165,110</u> 円 按分率 <u>80</u> % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

	
05-725 定自送	*165000 ミヤコシマシ 1777
05-725 取扱手数料	*110
RT 家賃(8月分) RT039	

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 1,250円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 5年 7月 25日
支出内容 水道代 7月分	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 1,562 円 按分率 80 % 面積按分
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

水道料金等納入通知書兼領収証書 ㊤	
口座番号 00950-3-960055	加入者 大阪市水道局長
ご使用場所 大阪市都島区善源寺町 2丁目 3-28	
ご使用者名 荒木 肇 様	
合計金額	1,562 円
上水道料金	(142 円)
下水道使用料	(87 円)
下水道使用料	(605 円)
下水道使用料	(55 円)
()内は消費税及び地方消費税相当額で内数です。	
後取月分	水々々々々々々々 5年07月月数1.0
ご使用水量	2 m ³ 水栓番号 002422
調定番号	5年 6月16日～ 5年 7月18日
収納代行：株式会社電算システム	
お支払い期限	令和 5年 8月 4日
1. 領収日付印のないもの、および金額を訂正したものとは無効です。 2. 小切手使用の場合は、その交換決済が済んだ後でないこと本領収証の効力は発生しません。 3. コンビニエンスストアでの小切手によるお支払いはできません。 4. お客さま控えやレシートは、払込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。 5. お間違い告げ窓口は裏面に記載しております。	
領収日付印 23.7.25	
上記金額を領収しました。 大阪市水道局長	
収入印紙不要 (お客さま控え)	

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,856円
	支出年月日 令和 5年 7月 26日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 電気代 7月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 <u>3,570</u> 円 按分率 <u>80</u> % <u>面積按分</u>
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

電気料金振込受領証(兼請求書) いつもご利用いただきありがとうございます。		(青)	(裏面もご覧ください)
おなまえ <u>荒木 肇 様</u>		5年 7月分	
お客さま 番号	日経1所1番 号	ご請求金額 <u>3,570</u> 円	
ご使用 期間	6月 8日～ 7月 9日	消費税率 等別 当額(再掲)	<u>324</u> 円
契種 31	ご使用量(kWh) 183	電気料金内訳(円) -	ご使用場所 大阪市都島区普賢寺町2丁目3 -28普賢寺町2丁目店舗11 号
燃料費調整額 再エネ促進賦課金		-871.02円 256円	
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。			
お支払期限日 <u>8月 9日</u>		金融機関取扱期限日 <u>8月 9日</u>	
本票は、8月21日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。			
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。			
大阪料金センター 電話番号 <u>0800-777-8810</u>		収入印紙不要 (お客さま控え)	
振込先 関西電力			

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 8,918円
	支出年月日 令和 5年 8月 22日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 電気代 8月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 11,147 円 按分率 80 % 面積按分
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

電気料金振込受領証(兼請求書) いつもご利用いただきありがとうございます。		(裏面もご覧ください)
おなまえ 荒木 肇 様		5 年 8 月分
お客さま 番号	日 期 所 番 号	ご 請 求 金 額 11,147 円
ご使用 期間	7月10日～ 8月7日	1,013 円
契種	ご使用量(kWh) 電気料金内訳(円)	ご使用場所 大阪市都島区善源寺町2丁目3 -28善源寺町2丁目店舗11 号
31 166 3,190 51 264 7,957	燃料費調整額 -1694.50円 再エネ促進課金 498円	精算金額 2,717.00円
51- 6月20日 使用開始		
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。		
お支払期限日 9月7日 金融機関取扱い期限日 9月7日		
本票は、9月19日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。		
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。		
大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810		
被振込人 関西電力		
本券により現金員が収納することはありません。		
収 納 印		(お客さま控え)

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 1,241円
支出内容 水道代 8月分	支出年月日 令和 5年 8月 23日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 1,551 円 按分率 80 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

水道料金等納入通知書兼領収証書 ㊤ 口座番号 00950-3-960055 加入者 大阪市水道局長	
ご使用場所 大阪市都島区善源寺町 2丁目 3-28	
ご使用者名 荒木 肇 様	
合計金額	1,551 円 (141 円)
上水道料金	946 円 (86 円)
下水道使用料	605 円 (55 円)
()内は消費税及び地方消費税相当額で内数です。	
徴収月分	水々々々々々々々 5年 08月 月数 1.0
ご使用水量	1 m ³ 水栓番号 002422
調定番号	
ご使用期間	5年 7月 19日 ~ 5年 8月 16日
収納代行：株式会社電算システム	
お支払い期限	令和 5年 9月 6日
1. 領収日付印のないもの、および金額を訂正したものとは無効です。 2. 小切手使用の場合は、その交換決済が済んだ後でないといふ領収証 の効力は生じません。 3. コンビニエンスストアでの小切手によるお支払いはできません。 4. お客様を迷惑しやしないよう、お支払の遅延によるため、金額は、大 切に保管してください。 5. お間違いを恐れお断りさせていただきます。	
領収日付印 上記金額を領収しました。 大阪市水道局長	
23.8.23	
収入印紙不要 (お客さま控え)	

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 132,088円 支出年月日 令和 5年 8月 25日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 事務所家賃 9月分 （取扱手数料含む）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 <u>165,110</u> 円 按分率 <u>80</u> % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

 三菱東京UFJ銀行 店番 030 口座番号 XXXXXXXXXX	
総合口座通帳	
	
05-825 定自送	*165,000
05-825 取扱手数料	*110
RT 99分係員 RT039	

整理番号

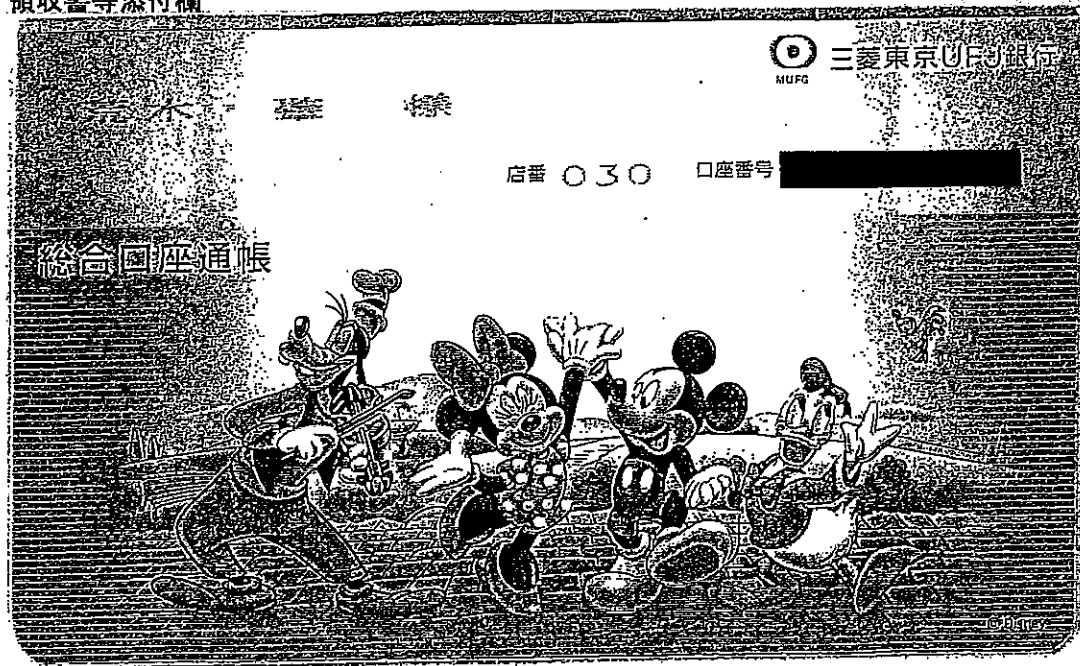
領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 132,088円 支出年月日 令和 5年 9月 25日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 事務所家賃 10月分 （取扱手数料含む）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 165,110 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄



整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 6,681円
	支出年月日 令和 5年 9月 25日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 電気代 9月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合 (①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 8,351 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

電気料金振込受領証(兼請求書) いつもご利用いただきありがとうございます。		(裏面もご覧ください)
おなまえ 荒木 翠 様		5 年 9 月分
お客様番号	日 程 所 番 号	ご 請 求 金 額 8,351 円
ご使用期間	8月 8日 ~ 9月 7日	758 円
契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)
31	164	3,145
51	187	5,206
燃料費調整額 -1670.70円 再エネ促進賦課金 490円		ご使用場所 大阪市都島区喜源寺町2丁目3 -28喜源寺町2丁目店舗11 号
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。		
お支払期限日 10月 10日 金融機関振込期限日 10月 10日		
本票は、10月22日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。		
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。		
大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810		収入印紙不要 (お客さま控え)
振込人 関西電力		

整理番号

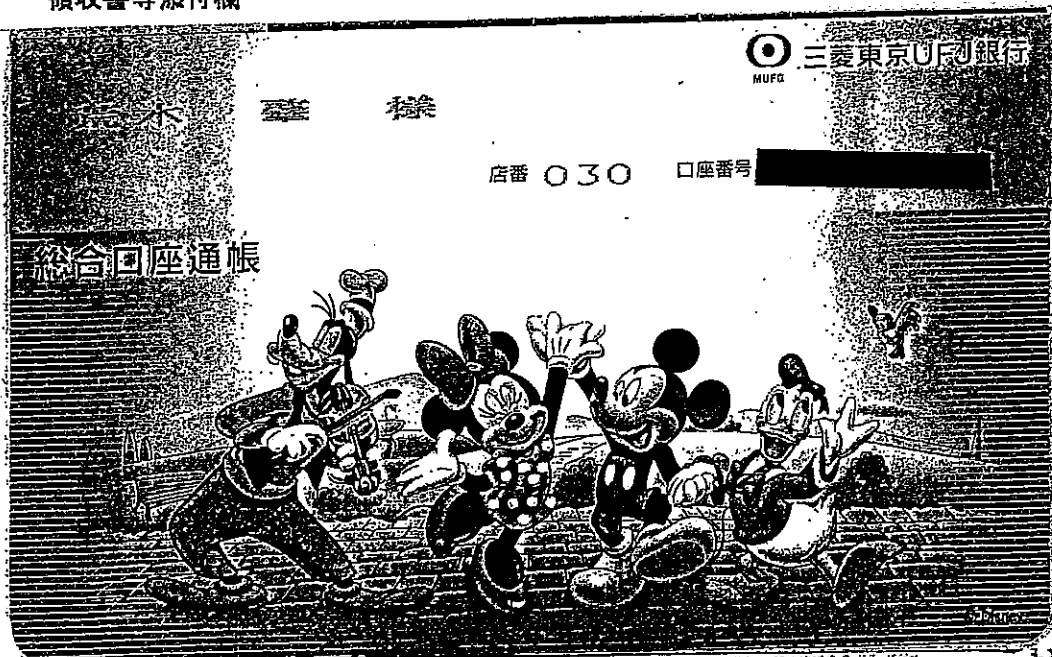
領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 132,088円
	支出年月日 令和 5年10月25日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 事務所家賃 11月分 (取扱手数料含む)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 <u>165,110</u> 円 按分率 <u>80</u> % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄


05-10-25 定自送
05-10-25 取扱手数料

*165000 | ミナコジマシ 1777
*110 |

RT
RT039

家賃11月分

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 18円 支出年月日 令和 5年10月25日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 水道代 10月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 22 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

水道料金等納入通知書兼領収証書 ㊤ 口座番号 00950-3-960055 加入者 大阪市水道局長	
ご使用場所 大阪市都島区善源寺町 2丁目 3-28 ご使用者名 荒木 肇	様 合計金額 22 円 (2 円) 上水道料金 22 円 10 %対象 (2 円) 下水道使用料 円 %対象 (円) ()内は消費税及び地方消費税相当額で内数です。 大阪市水道局 (T3-8000-2000-1472) 徴収月分 令和5年10月 徴収日 令和5年10月17日 ご使用水量 2 m ³ 検査番号 002422 測定番号 ご使用期間 令和5年9月16日～令和5年10月17日 収納代行：株式会社電算システム
お支払い期限 令和 5年11月 7日	1. 領収日付印のないもの、および金額を訂正したものは無効です。 2. 小切手使用の場合は、その交換決済が済んだ後でないこと本領収証の効力は生じません。 3. コンビニエンスストアでの小切手によるお支払いはできません。 4. お金を返金やレシートは、払込の証書になるため、交換後、大切に保管してください。 5. お間違いの恐れは裏面に記載しております。 領収日付印 上記金額を領収しました。 大阪市水道局長  収入印紙不要 (お客さま控え)

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 6,680円 支出年月日 令和 5年 10月 25日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 電気代 10月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 8,350 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

電気料金振込受領証(兼請求書) いつもご利用いただきありがとうございます。				(裏面もご覧ください)
おなまえ 荒木 肇 様		5年10月分		
お客さま 番号	日程 所 番 号	ご請求金額		
		8,350 円		
ご使用 期間	9月 8日～10月 9日	消費税等別 当額(円)	758 円	
契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所	
31	156	3,513	大阪市都島区普賢寺町2丁目3	
51	118	4,837	-28普賢寺町2丁目店舗11	
			号	
燃料費調整額	-345.18円			
再 エ ネ 再エネ促進賦課金	383円			
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。 お支払期限日 11月 9日 金融機関取扱い期限日 11月 9日 本票は、11月20日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。 お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。				収 納 印 37510 131015 収入印紙不要 (お客さま控え)
大阪料金センター 振込記入	電話番号	0800-777-8810		本書により振込員が収納することはありません。

第4号様式（第5条関係）（A4）

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 5,644円
	支出年月日 令和 5年 11月 21日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 電気代 11月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 7,054 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

電気料金振込受領証(兼請求書) いつもご利用いただきありがとうございます。		(青)
おなまえ 荒木 肇 様		5年 11月分
お客さま番号	日程：所：番：号	ご請求金額 7,054 円
ご使用期間	10月10日～11月8日	電気料金内訳(円) 641 円
契種	ご使用量(kWh) 電気料金内訳(円)	ご使用場所
31 158 3,564 51 27 3,490		大阪市都島区善源寺町2丁目3-28善源寺町2丁目店舗11号
燃料費調整額 -233.04円 再エネ促進賦課金 258円		
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。		
お支払期限日 12月11日 金融機関取扱い期限日 12月11日		
本票は、12月19日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。		
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。		
大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810		収入印税 37510 231121 収入印税不要 (お客さま控え)
被振込人 関西電力		

整理番号

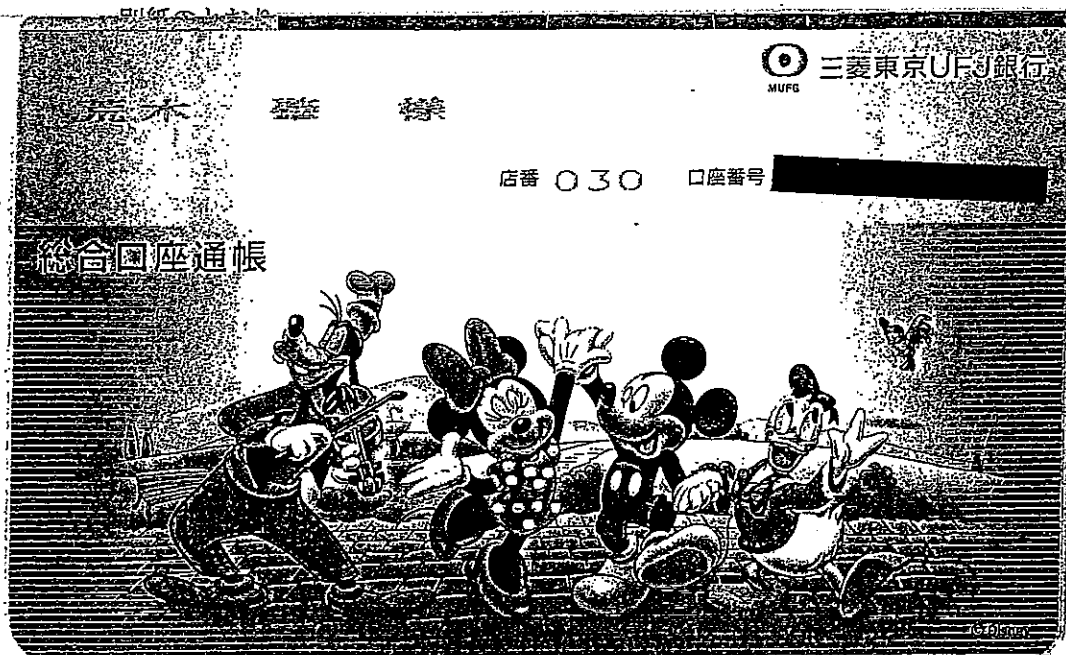
領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 132,088円
	支出年月日 令和 5年11月24日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 事務所家賃 12月分 （取扱手数料含む）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 165,110 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄



05-1124 定自送

*165000 | ミヤコジ マジ 1777

RT

家入12月

05-1124 取扱手数料 |

*110 |

RT039

第4号様式（第5条関係）（A4）

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 9円 支出年月日 令和 5年11月27日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 水道代 11月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 11 円 按分率 8.0 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

水道料金等納入通知書兼領収証書 ㊤ 口座番号 00950-3-960055 加入者 大阪市水道局長	
ご使用場所 大阪市都島区善源寺町 2丁目 3-28	様
ご使用者名 荒木 肇	
合計金額 11円	
水道料金 (1円)	
下水道料金 11円	
10%対象 (1円)	
下水道使用料 円	
%対象 (円)	
()内は消費税及び地方消費税相当額で内税です。	
大阪市水道局 (T3-8000-2000-1472)	
徴収月分 水々々々々々 5年11月月数 1.0	
ご使用水量 1m ³ 水栓番号 002422	
調定番号	
ご使用期間 5年10月18日～ 5年11月16日	
取納代行：株式会社電算システム	
お支払い期限 令和 5年12月 6日	
※お支払いは、および金額を訂正したものは無効です。 ※お支払いは、おのり貼付後、その交換が済んだ後でないと本領収証 書の効力は発生しません。 ※コンビエンスストア等の小切手によるお支払いはできません。 ※お支払いは、おのり貼付後、その交換が済んだ後でないと本領収証 書の効力は発生しません。 ※お支払いは、おのり貼付後、その交換が済んだ後でないと本領収証 書の効力は発生しません。	
領収日付印 37510 3.11.27	大阪市水道局長 印
収入印紙不要 (お客さま控え)	

第4号様式（第5条関係）（A4）

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 6,496円
支出年月日 令和 5年 12月 20日	
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要	
支 出 内 容 電気代 12月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 8,119 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

電気料金振込受領証(兼請求書) いつもご利用いただきありがとうございます。	
おなまえ	荒木 肇 様
ご請求金額	5年12月分 8,119 円
ご使用期間	11月 9日～12月 7日 消費税等別当額(別掲) 737 円
契種	ご使用量(kWh) 電気料金内訳(円) 31 182 4,184 51 61 3,935
ご使用場所	大阪市都島区普賢寺町2丁目3-28普賢寺町2丁目店舗11号
燃料費調整額	-306.12円
再エネ促進賦課金	339円
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。 お支払期限日 1月 9日 金融機関振込期限日 1月 9日 本票は、1月21日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。 お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。 大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810 振込先 関西電力 本書により振金員が収納することはありません。	
収 納 印 36586 23.12.20 都島北堀一丁目 ファミリーマート 収入印紙不要 (お客さま控え)	

整理番号

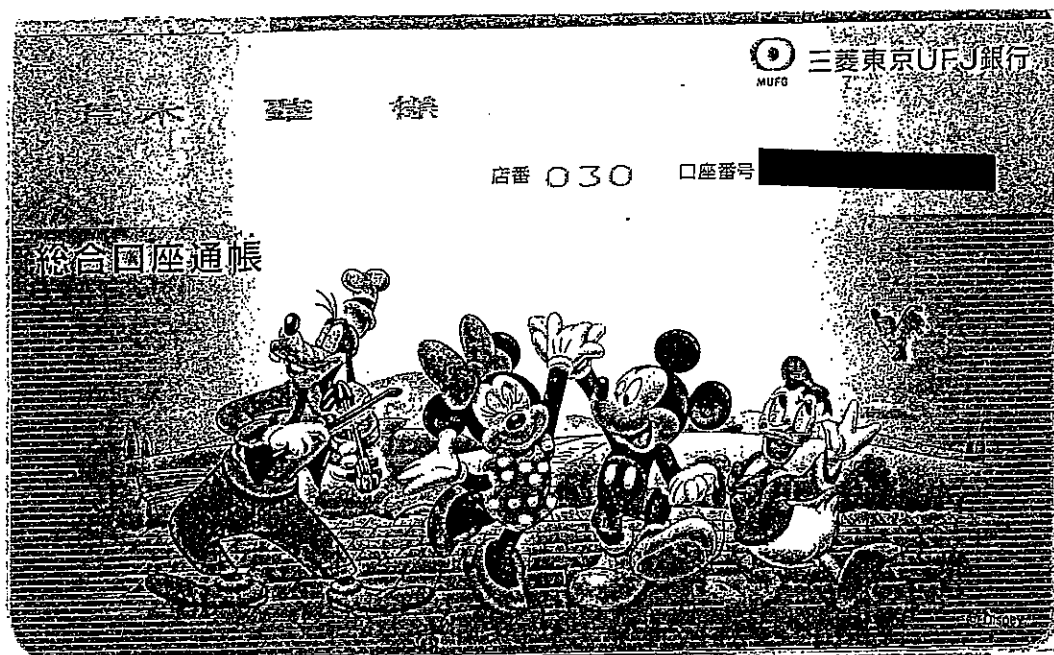
領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 132,088円 支出年月日 令和 5年12月25日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 事務所家賃 1月分 (取扱手数料含む)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 <u>165,110</u> 円 按分率 <u>80</u> % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄



05-1225 定自送

*165000|エマコジマシ1777

RT

05-1225 取扱手数料|

*110|

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 18円
支出年月日 令和 5年12月28日	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 水道代 12月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 22 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

水道料金等納入通知書兼領収証書 ㊤	
口座番号 00950-3-900055	加入者 大阪市水道局長
ご使用場所 大阪市都島区善源寺町 2丁目 3-28	
ご使用者名 荒木 肇	
合計金額	22円 2円
上水道料金	22円 2円
10%対象	2円
下水道使用料	円
%対象	円
()内は消費税及び地方消費税相当額で内税です。	
大阪市水道局 (T3-8000-2000-1472)	
後収月分	水々々々々々々々 5年12月10日 1.0
ご使用水量	2 m ³ 水検番号 002422
測定番号	
ご使用期間	5年11月17日～5年12月15日
収納代行：株式会社電算システム	
お支払い期限	令和 6年 1月10日
1. 領収印のないもの、および金額を訂正したものは無効です。 2. 小切手使用の場合は、その交換決済が済んだ後でないことと本領収証の効力は発生しません。 3. コンビニエンスストアでの小切手によるお支払いはできません。 4. お振込み振替やクレジットは、払込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。 5. お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。	
領収印付印 上記金額を領収しました。 大阪市水道局長	
収入印紙不要 (お客さま控え)	

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 132,088円 支出年月日 令和 6年 1月25日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 事務所家賃 2月分 （取扱手数料含む）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 165,110 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

三菱東京UFJ銀行 店番 030 口座番号 XXXXXXXXXX	
総合口座通帳 	
06-125 定自送	*165000 ミヤコシマシ 1777
06-125 取扱手数料	*110 XXXXXXXXXX

第4号様式（第5条関係）（A4）

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 9,579円
	支出年月日 令和 6年 1月25日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 電気代 1月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 11,973 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

電気料金振込受領証(兼請求書) いつもご利用いただきありがとうございます。		(青)	(裏面もご覧ください)
おなまえ 荒木 肇 様		6年 1月分	
お客さま 番号	日程：所 番 号	ご請求金額 11,973 円	
ご使用 期間	12月 8日～ 1月11日	消費税等 当額(南地)	1,087 円
契種 31 51	ご使用量(kWh) 246 229	電気料金内訳(円) 5,839 6,134	ご使用場所 大阪市都島区誉源寺町2丁目3 -28誉源寺町2丁目店舗11 号
燃料費調整額 -598.44円 再エネ促進賦課金 664円			
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。			
お支払期限日 2月13日		金融機関取扱い期限日 2月13日	
本票は、2月25日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。			
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。			
大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810		収入印紙不要 (お客さま控え)	
被領込入 関西電力			

第4号様式（第5条関係）（A4）

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入 1,250円
☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	支出年月日 令和 6年 1月26日
☐ 資料作成費	☐ 資料購入費	☐ 広報・広聴費	
☐ 人件費	☐ 事務費	☒ 事務所費	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
☐ 要請・陳情活動費			
支出内容 水道代 1月分			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 1,562 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

水道料金等納入通知書兼領収証書 ㊞ 口座番号 00950-3-960055 加入者 大阪市水道局長	
乙使用場所 大阪市都島区善源寺町 2丁目 3-28	乙使用者名 荒木 肇
合計金額 1,562円 (142円)	上水道料金 957円 10%対象 (87円)
下水道使用料 605円 10%対象 (55円)	()内は消費税及び地方消費税相当額で内訳です。
大阪市水道局 (T3-8000-2000-1472)	
領収月分 令和6年01月	使用水量 2m ³ 水検番号 002422
調定番号	乙使用期間 5年12月16日～6年1月17日
収納代行：株式会社電算システム	
お支払い期限	令和 6年 2月 6日
1. 領収日付印のないもの、および金額を訂正したものは無効です。 2. 小切手使用の場合は、その交換決済が済んだ後でないことと本領収証書の効力は生じません。 3. コンビニエンスストアでの小切手によるお支払いはできません。 4. お客さまのサインやレシートは、私達の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。 5. お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。	
領収日付印 24.1.26	
上記金額を領収しました。 大阪市水道局長	
収入印紙不要 (お客さま控え)	

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 132,088円 支出年月日 令和 6年 2月 22日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 事務所家賃 3月分 （取扱手数料含む）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 165,110 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

三菱東京UFJ銀行 店番 030 口座番号 総合口座通帳 	
05-222 定自送 06-222 取扱手数料	+155000 EPJ 75 1797 +110

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入 1,250円
☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	支出年月日 令和 6年 2月26日
☐ 資料作成費	☐ 資料購入費	☐ 広報・広聴費	
☐ 人件費	☐ 事務費	☒ 事務所費	
☐ 要請・陳情活動費			
支出内容		使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要	
水道代 2月分			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 1,562 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

水道料金等納入通知書兼領収証書 口座番号 00950-3-960055 加入者 大阪市水道局長	ご使用場所 大阪市都島区善源寺町 2丁目 3-28	ご使用者名 荒木 肇	様 合計金額 1,562円 (142円) 上水道料金 957円 10%対象 (87円) 下水道使用料 605円 10%対象 (55円)	()内は消費税及び地方消費税相当額で内税です。 大阪市水道局 (T3-8000-2000-1472) 徴収月分 *** ** 6年02月月数1.0 ご使用水量 2m ³ 水栓番号 002422 測定番号 ご使用期間 6年 1月18日～ 6年 2月16日 収納代行：株式会社電帳システム	お支払い期限 令和 6年 3月 6日	1. 納付印の無いもの、および金額を訂正したものは無効です。 2. 小引手使用の場合は、その交際決済が済んだ後でないことと本領収証 の効力は生じません。 3. コンビニエンスストアでのお引手によるお支払いはできません。 4. お客さま控えやレシートは、払込の証明になるため、受領後、大 切に保管してください。 5. お間違いを恐れ窓口は次面に設置しております。	領収日付印 36586 24.2.26 大阪市水道局長 収入印紙不要 (お客さま控え)
--	---------------------------------	------------	--	--	--------------------	--	--

第4号様式（第5条関係）（A4）

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 9,379円
	支出年月日 令和 6年 2月26日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 電気代 2月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 <u>11,723</u> 円 按分率 <u>80</u> % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

電気料金振込受領証(兼請求書) いつもご利用いただきありがとうございます。		(裏面もご確認ください)
おなまえ <u>荒木 肇 様</u>		6年 2月分
お客さま 番号	日 程 所 番 号	ご 請 求 金 額 <u>11,723</u> 円
ご使用 期間	1月12日～ 2月7日	1,065 円
契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)
31	213	4,986
51	275	6,737
燃料費調整額 -614.82円		ご使用場所 大阪市都島区善源寺町2丁目3 -28善源寺町2丁目店舗11 号
再エネ促進課課金 683円		
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。 お支払期限日 <u>3月11日</u> 金振込期限日 <u>3月11日</u> 本票は、3月24日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。 お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。 大阪料金センター 電話番号 <u>0800-777-8810</u> 振込先 <u>関西電力</u>		
収 納 印 30536 24.2.26 初雪 2024-1月 収入印紙不要 (お客さま控え)		

第4号様式（第5条関係）（A4）

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 7,760円
	支出年月日 令和 6年 3月 22日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 電気代 3月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 9,699 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

電気料金振込受領証(兼請求書) いつもご利用いただきありがとうございます。			
おなまえ 荒木 肇 様		6年 3月分	
お客さま番号	日理ノ所ノ番 号	ご 請 求 金 額 9,699 円	
ご使用月	2月 8日～ 3月 7日	消費税等(当額(別掲))	881 円
契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所
31	196	4,547	大阪市都島区香源寺町2丁目3
51	154	5,152	-28香源寺町2丁目店舗11号
燃料費調整額		-440.94円	
再エネ促進賦課金		489円	
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。 お支払期限日 4月 8日 金融機関取扱期限日 4月 8日 本票は、4月21日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。 お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。			
大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810		収 納 印 36586 243.22 都島北沿一丁目 ファミリーマート 収入印紙不要 (お客さま控え)	
振込入 関西電力 本番により実金額が収消することはありませぬ。			

第4号様式（第5条関係）（A4）

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 1, 241円 支出年月日 令和 6年 3月25日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 水道代 3月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 1, 551 円 按分率 80 % 事務所面積按分に準ずる
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

水道料金等納入通知書兼領収証書 ㊤ 口座番号 00950-3-960055 加入者 大阪市水道局長	
ご使用場所 大阪市都島区善源寺町 2丁目 3-28	ご使用人名 荒木 肇
合計金額 1,551円 (141円) 上水道料金 946円 10%対象 (86円) 下水道使用料 605円 10%対象 (55円)	様
大阪市水道局 (T3-8000-2000-1472) 徴収月分 令和6年03月 徴収月数 1.0 ご使用水量 1m ³ 検査番号 002422 調定番号 ご使用期間 6年 2月17日～ 6年 3月15日 収納代行：株式会社電源システム	
お支払い期限 令和 6年 4月 4日	1. 領収日付印のないもの、および金額を訂正したものは無効です。 2. 小切手使用の場合は、その交換記録が済んだ後でないことと本領収証の効力は生じません。 3. コンビニエンスストアでの小切手によるお支払いはできません。 4. お客さま理髪やレストランは、出込の保証になるため、受領後、大切に保管してください。 5. お間違いを恐れ窓口は裏面に記載しております。
領収日付印 36586 24.3.25 都島北道一丁目 アニマルマーケット	上記金額を領収しました。 大阪市水道局長 
収入印紙不要 (お客さま控え)	

領収書等添付一覧

(令和5年度)

費 目 名	要請・陳情活動費			
年 月 日	支出内容	支 出	備 考	整理番号
R5.12.21	東京出張往復新幹線代	38,780 円		
合 計		38,780 円		

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☒ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 38,780円
支出内容 上京交通費（自民党大阪市会議員団 令和6年度予算要望） (内閣府・こども家庭庁・国土交通省・文部科学省)	支出年月日 令和 5年12月21日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 荒木 肇

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収書 No. 117 221
金額 ¥19,390円
[消費税等込み・10%]
但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2023年12月21日
東海旅客鉄道株式会社
登録番号: T1120001059675

ご利用いただきましてありがとうございます

納税申告書
納税証明書
付につき名古屋中村
税務署承認済

現金出納社員
東京駅

領収書

Receipt
領収年月日 2023.12.21 登録番号: T1120001059675
金額 ¥19,390 (消費税等込み) 税10%

[クレジット扱い]

購入商品 JR乗車券類

(30717 1枚)

西日本旅客鉄道株式会社

新大阪駅N77発行 40718-01

納税申告書
付につき大淀
税務署承認済

領収書等添付一覧

(令和5年度)

費 目 名	広報・広聴費			
年 月 日	支出内容	支 出	備 考	整理番号
R5.12.5	動画作成費(10・11月分)	55,000 円	按分率 50 %	
R6.1.19	動画作成費(12～3月分)	110,000 円	按分率 50 %	
合 計		165,000 円		

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 55,000 円 支出年月日 令和 5 年 12 月 5 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 鈴木 理恵
支出内容 動画制作費（10・11月分）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 110,000 円 按分率 50 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
 裏面のご案内もあわせてご確認ください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額 ￥110,000
 振込手数料 ￥330

お受取人は
 住信SBIネット銀行
 法人第一支店
 普通 #
 カ) ヲケ 様

お振込人は
 入"キ リエ 様

お取扱日 5.12.5 電信振込

取扱い 振替 年 月 日 時刻
 11085 5.12.5 13:00
 7485

銀行番号 店番号 口座番号
 00090124

印
税
統
税
申
告
納
付
に
つ
き
廻
可
税
務
署
承
認
済

三井住友銀行